

物件売払契約約款

(総則)

第1条 この約款において、「甲」とは山形県知事又はその委任を受けた者を、「乙」とは、買受者をいう。

第2条 乙は、物件売払契約書(別記様式)に基づき、契約金額を納付の後契約物件を引き取り、甲に受領書を提出しなければならない。

2 契約物件の引取りに要する費用は、すべて乙の負担とする。

(契約保証金)

第3条 乙は、契約保証金を免除された場合を除き、契約の締結のときまでに、契約保証金を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙が契約物件の引取りを完了したときは、契約保証金を乙に返還するものとする。この場合には、利息は、付さない。

(権利の譲渡等)

第4条 乙は、契約によつて生ずる権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(所有権の移転)

第5条 契約物件の所有権は、乙が契約金額を甲に納付したときをもつて甲から乙に移転するものとする。

2 契約金額を納付したときから契約物件を引き取るまでに生じた損害で、甲乙双方の責に帰することのできないものは、すべて乙の負担とする。

(履行延期)

第6条 甲は、乙がその責に帰する理由により納期限までに契約金額を納付することができないときは、乙の申請により納期限を延長することができる。この場合において、原納期限の翌日から起算して納付の日までの遅延日数に応じ、契約金額(既納付額がある場合は、契約金額から当該納付額を控除した額)に年3.3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収するものとする。

2 乙は、契約金額の納付に支障を及ぼすような天災その他不可抗力により、納期限までに契約金額を納付することができないときは、甲に対し、遅滞なくその理由を付して納期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲、乙協議して定め、遅延利息は、徴収しないものとする。

第7条 甲は、乙がその責に帰する理由により引渡期限までに契約物件を引きとることができないときは、乙の申請により引渡期限を延長することができる。この場合において、原引渡期限の翌日から起算して延長した引渡日までの遅延日数に応じ、契約金額(既引渡分がある場合は、契約金額から当該引渡分の代金相当額を控除した額)に年3.3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収するものとする。

2 乙は、契約物件の引取りに支障を及ぼすような天災その他不可抗力により、引渡期限までに契約物件を引き取ることができないときは、甲に対し、遅滞なくその理由を付して引渡期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲、乙協議して定め、遅延利息は、徴収しないものとする。

(契約解除)

第8条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、契約を解除することができる。

(1) 乙が納期限までに契約金額を納付しないとき。

(2) 乙が引渡期限までに契約物件を引き取らないとき。

(3) 前二号に掲げる場合のほか、乙がこの契約条項に違反したとき。

(4) 乙が詐欺その他不正の行為をしたとき。

(5) 甲の都合により契約の解除を必要とするとき。

2 前項第1号から第4号までの規定による契約解除の場合には、契約保証金は、甲に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合は、乙は、甲に対し、解約違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。

3 前項の場合において、甲の受けた損害額が当該契約保証金又は解約違約金の額をこえるときは、乙は、その不足額を甲に納付しなければならない。この場合の損害額は、甲、乙協議して定める。

4 甲は、第1項第5号の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、甲、乙協議して定める。

5 乙は、契約物件の隠れたかしを理由として契約の解除又は損害賠償の請求をすることができない。
(談合等に係る契約解除及び賠償)

第9条 甲は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令が独占禁止法第49条第7項の規定により確定したとき。

(2) 乙が独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第4項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令が独占禁止法第50条第5項の規定により確定したとき。

(3) 乙が独占禁止法第65条、第66条又は第67条第1項の規定による審決(独占禁止法第66条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。)を受け、独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に当該審決の取消しの訴えを提起しなかつたとき。

(4) 乙が前号に規定する審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。

(5) 乙(法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第4条の規定による刑に処せられたとき。

2 乙は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、甲が特に認める場合は、この限りでない。

3 この契約の履行の完了後に、乙が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。

4 第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となつた違反行為により甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(約款外の事項)

第10条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定める。